

山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱

制定	平成21年	8月	3日	森整第	860号
一部改正	平成22年	10月	25日	森整第	1213号
一部改正	平成23年	1月	14日	森整第	1505号
一部改正	平成24年	4月	1日	森整第	2213号
一部改正	平成25年	4月	1日	森整第	207号

(趣旨)

第1条 知事は、県産材の安定供給に向け、森林・林業の再生に必要な人材育成の加速化と、地域材の需要拡大と需要動向に応じた機動的な生産体制の確立により、地域における林業・木材産業の再生を図るため、山梨県森林整備加速化・林業再生協議会(以下「協議会」という。)、その構成員及び市町村が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 この要綱で対象とする事業は、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱(平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知)に基づいて実施する森林整備加速化・林業再生事業とし、具体的な内容は別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

ただし、国の平成23年度補正予算(第3号)を活用して実施する復興木材安定供給等の対策に係る事業及び平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として平成24年度以降に行う事業の内容は、別表1のとおりとする。

また、国の平成23年度補正予算(第4号)で計上された森林・林業人材育成加速化事業及び平成24年度補正予算(第1号)に計上された強い林業・木材産業構築緊急対策に係る事業の内容は、別表2のとおりとする。

(事業の実施)

第3条 森林整備加速化・林業再生事業を実施しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ各地域における事業の効率的な実施のため、木材の安定供給体制の確立や林業・木材産業再生に向けた課題解決、間伐材等の供給と需要の調整、事業の円滑な実施のための調整等を目的とした協議会、その構成員として参加する会員及び事業実施についての指導等を行う市町村とする。

2 事業の実施に当たっては、協議会において基本的な事項や全体目標、基金事業のメニュー毎の事業費について定めた全体事業計画及び事業種目、事業主体、事業内容、事業費、個別指標等を定めた当該年度の年度事業計画を作成するものとする。

3 補助対象とする事業は、県が、あらかじめ協議会からの事業計画の提出を受けた上で作成した事業計画に掲載された事業とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、別表1又は別表2に定めるとおり提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第 5 条 知事は、補助事業者から補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査のうえ交付の決定を行い、決定内容を補助事業者ならびに必要なに応じて市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 6 条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更 (別表 1 又は別表 2 に定める重要な変更の場合) をしようとするときは、変更承認申請書 (第 2 号様式) を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書 (第 2 号様式) を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書 (第 3 号様式) を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 補助金の支払いは、補助事業完了後に交付するものとし、規則第 13 条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書 (第 4 号様式) を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 9 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産 (機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものに限る) については、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和 31 年農林省令第 18 号) に定められている処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書 (第 5 号様式)

を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間(ただし、別表2の6に掲げる強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援分にあつては、補助事業完了年度の翌年度又は売電開始年度の翌年度から起算して15年間)、整備保管しておかなければならない。

(事業の評価)

第12条 補助事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより実施するものとする。(ただし、別表1の補助対象メニューに掲げる1、4、8及び9、別表2の補助対象メニューに掲げる1、5、7、8、9、11及び12に係る事業は除く。)

附則

- 1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年10月25日施行し、平成22年9月24日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年1月14日施行し、平成22年11月26日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 3 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成24年度までの間に造成した基金を財源として行うもので平成24年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

第1号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付申請書

平成 年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 補助の対象の区分
 - (2) 事業内容
 - (3) 経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
 - (1) 収入
 - (2) 支出
- 5 添付書類
事業メニュー別の添付書類は要領に定めるとおりとする。

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等変更（中止、廃止）
承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった山梨
県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費
補助金については、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第6条の
規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）し [金 円
の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。

1 補助の対象の区分

2 変更理由

3 変更の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる

（変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する）

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。
2 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付する。

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金について、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第8条の規定に基づき、概算払を請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

区 分	交付金交付 決定額	既概算 交付額	差引額 - =	今回概算 請求額	備考
森林整備加速化 ・林業再生事業 費補助金	円	円	円	円	
森林整備加速化 ・林業再生整備 費補助金					

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名

預金種別 (当座・普通)

預金口座名義人

口座 No.

第5号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 補助の対象の区分
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類